

## 工事費内訳書の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。）が改正され、本年4月1日に施行されることとなり、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならなくなりました。

松江市上下水道局としましても、入札業者が適正に見積もりを行っていることを確認するために、下記のとおり「工事費内訳書」の提出を義務付けることとします。

### 1. 「工事費内訳書」の提出が必要となる競争入札

平成27年4月1日以降、入札公告又は指名通知するすべての建設工事。

### 2. 「工事費内訳書」の様式

「工事費内訳書」の様式は、金抜設計書をもとに、発注工事ごとに局で作成します。

一般競争入札の場合は入札公告の際に、指名競争入札の場合は指名通知の際に、様式を示しますので、その様式により提出してください。

### 3. 「工事費内訳書」への記載事項

- (1) 年月日（入札書と同一の日付を記入）
- (2) 工事名
- (3) 入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名及び紙入札による場合は代表者印
- (4) 工事費内訳（『2. 「工事費内訳書」の様式』に示す項目すべてに消費税抜の金額を記入してください。）

### 4. 提出方法

入札書を提出する際に添付してください。

### 5. 「工事費内訳書」の確認

開札時、落札者決定までに、総務課契約管財係の職員が確認いたします。

### 6. 入札書の無効

提出された「工事費内訳書」が次のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効としますので、提出にあたっては内容を十分にご確認ください。

- (1) 当局が示した様式と内容が異なる場合。（当局が提出を求めている書類（工事費内訳書の明細など）が添付されていた場合を含む。）

- (2) 全部又は一部が提出されない場合。
- (3) 提出者の押印がない場合。
- (4) 『3. 「工事費内訳書」への記載事項』に示す内容（以下、「記載すべき事項」という。）が未記入（空欄）である場合。
- (5) 「記載すべき事項」が判読できない場合或いは訂正印のない修正がある場合。
- (6) 公告及び指名通知書に定める提出先、日時、方法等を遵守しない場合。
- (7) 「値引き」等、示した項目以外の項目が追加されている場合。
- (8) 工事費内訳の合計が工事価格（合計金額）とならない場合。
- (9) 工事価格（合計金額）が「入札書」の入札金額（消費税抜）と一致しない場合。

#### 7. その他注意事項

- 提出された「工事費内訳書」は、書換・引換又は撤回することはできません。
- 提出された「工事費内訳書」は、返却いたしません。
- 提出された「工事費内訳書」により、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合は、必要に応じ「工事費内訳書」を公正取引委員会に提出するものとします。